

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和 年 月 日 ( 第1回 )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	館山市 (12205)
地域名 (地域内農業集落名)	豊房地区2 ( 畑 )

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	15.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	15.8 ha
② 田の面積	11.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	4.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	— ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	— ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

畑地区は主食用米の水稲栽培、花卉、野菜など多様な農業が営まれている。館山市畑の千両は高品質なことで全国的に知られている。地域の農業を担う者としても、花卉生産者が主な担い手となっている。高齢化に伴う耕作放棄地の増加、有害鳥獣被害の拡大などの課題がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

担い手に農地の集積・集約をしていく。主食用米の水稲栽培、花卉、野菜など多様な営農を維持する。ブランド農産物として確立された千両の生産・販売体制を維持、強化する。新規就農者に対する支援を行う。生産から加工、販売までを行う6次産業化に取り組む農業者を支援する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

『館山市農業基盤の強化促進に関する基本的な構想』を土台として、市、農業委員会、県、安房農業協同組合、土地改良区等と連携して農地中間管理機構の利用を促進する。認定農業者等の地域の農業を担う者へ農地の集積・集約を進める

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	0 %	将来の目標とする集積率	20 %
--------	-----	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

今後も話し合いの場を設け、さらなる農地の集積・集約化を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
市、農業委員会、県、土地改良区、安房農業協同組合が連携して農地中間管理機構の利用を促進し、農業者の高齢化に伴い耕作困難になった農地を認定農業者等の地域の農業を担う者へ集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域の農地貸借について、農地中間管理機構の利用を促進する。農業委員会と連携し経営基盤強化促進法による農地貸借の利用者に農地中間管理機構への切替を促す。
(3)基盤整備事業への取組
農業の生産効率を維持・向上するため、適切な時期に用排水路等基幹施設設備の点検・整備を行い機能保全に努めるとともに、必要に応じて改修等を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
市、農業委員会、県、安房農業協同組合等と連携し、新規就農希望者に対して移住・就農セミナーを開催する。消費者ニーズ、各種補助金等の情報提供を行い、地域の農業を担う者の育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農業者の経営を維持し遊休農地の発生を防止するため、作業委託を必要とする農業者が積極的にサービス活用出来るよう、サービス事業者の情報を地域内で共有する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

館山有害鳥獣対策協議会と連携し、鳥獣被害の防止に努める。

農業経営体、行政機関、農業協同組合、館山市農産物直売所連絡協議会等との連携・協働により、気候や土壌に適し、消費者のニーズに合った収益性の作物の作付・生産を奨励し、農作物のブランド化を図る。農産物の生産、加工、販売まで行う6次産業化の取組みを支援する。経営安定に資する各種補助制度の活用を支援する。IT等の技術を駆使して生産性・収益性を高めるスマート農業の取組みを支援する。民間企業、民間資本の誘致を図る。WCS用稲、飼料用米等の生産を推奨し、耕畜連携の取組みを支援する。農業振興地域内の農用地区域等の優良農地を支える基幹施設を地域で適切に維持管理出来るよう支援する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者	A	花卉・水稻	1.2 ha	ha	花卉・水稻	1.2 ha	ha		
利用者	B	花卉	0.9 ha	ha	花卉	0.9 ha	ha		
利用者	C	花卉	0.9 ha	ha	花卉	0.9 ha	ha		
利用者	D	花卉	0.8 ha	ha	花卉	0.8 ha	ha		
利用者	E	花卉	0.8 ha	ha	花卉	0.8 ha	ha		
利用者	F	花卉	0.7 ha	ha	花卉	0.7 ha	ha		
利用者	G	花卉	0.7 ha	ha	花卉	0.7 ha	ha		
利用者	H	水稻	0.7 ha	ha	水稻	0.7 ha	ha		
利用者	I	花卉	0.3 ha	ha	花卉	0.3 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	9経営体		7 ha	0 ha		7 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。